

秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金交付要綱

秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。なお、この補助金は予算の範囲内において交付するものとする。

（目的）

第1条 この事業は、外国人材の安定的な受入れ推進に向けた環境づくりを行う事業者や、外国人材の受入れ拡大や活躍推進に向けた事業者への支援を行う団体等に対する助成を行い、多様な人材の活躍を通じた県内産業の活性化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- 一 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者。
 - 二 発行済み株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有している者。
 - 三 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者。
- 2 この要綱において、「大企業」とは、中小企業等経営強化法第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者以外の者（会社及び個人に限る。）であって事業を営むものをいう。
- 3 この要綱において、「団体等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 商工会法（昭和35年法律第89号）及び商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会、商工会連合会及び商工会議所。
 - 二 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する中小企業等協同組合及び中小企業団体中央会。
 - 三 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に規定する協業組合、商工組合及び商工組合連合会。
 - 四 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合及び農業協同組合連合会。
 - 五 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合及び漁業協同組合連合会。
 - 六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人及び一般財団法人。
 - 七 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に規定する公益法人。
 - 八 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に規定する職業訓練法人及び都道府県職業能力開発協会。
 - 九 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する社会福祉協議会

十 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に規定する生活衛生同業組合。

十一 前各号に掲げる者のほか知事が必要と認める業界団体等で次のすべてに該当する者。

ア 一定の規約を有し、かつ代表者が明らかであること。

イ 明確な会計処理を実施していること。

4 この要綱において、「外国人材」とは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)に規定する技能実習、特定技能又は特定活動(新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、在留資格の変更で許可された技能実習又は特定技能に係る内容の活動に限る。)の在留資格に基づく外国人をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の対象となる事業者(以下「補助対象事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国人材の受入れを行う中小企業者又はこれに準じる者で次に掲げるすべての事項に該当するもの。

ア 秋田県内に事業所を有し、かつ秋田県内において1年以上の事業活動実績があること。

イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則(平成28年法務省・厚生労働省令第3号)第10条第2項第1号ロに規定する第2号技能実習の移行対象職種・作業、又は入管法に規定する特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び分野別運用方針において定める特定産業分野に属する対象業務に該当する事業を営んでいること。

ウ 次に掲げる欠格事項に該当しないこと。

(ア) 国税又は地方税に滞納がある者。

(イ) 事業者及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力である者。また、反社会的勢力と関係を有している者。

二 前号イの要件に該当する事業者を直接又は間接の構成員に含む団体等で次に掲げるすべての事項に該当する者。

ア 秋田県内に主たる事業所を有していること。

イ 次に掲げる欠格事項に該当しないこと。

(ア) 国税又は地方税に滞納がある者。

(イ) 団体等及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力である者。また、反社会的勢力と関係を有している者。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号に掲げる補助対象事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。

補助対象事業者	補助対象事業
一 前条第1号に掲げる者	自社、自己の事業所における外国人材の安定的な受入れ推進に向けた就業・生活環境づくりに資する事業
二 前条第2号に掲げる団体等	当該団体等の構成員等を対象に行う外国人材の受入れ拡大や活躍推進に資する事業

- 2 前項各号に掲げる補助対象事業については、次に掲げる要件をすべて満たすこと。
- 一 事業に係る外国人材の就業場所が秋田県内であること。
 - 二 国又は県の他の補助金等の採択を受けていないこと。

(補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、第12条に定める補助交付決定通知日から、事業が完了する日又は当該交付決定年度の2月末日のいずれか早い日までとする。

(補助対象経費及び交付額)

- 第6条 補助対象経費は、第4条の補助対象事業を実施するために直接必要となる別表に掲げる経費とする。
- 2 補助金の交付額は、前項の補助対象経費から、参加料、売上金等の事業収入を控除した額に、3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、交付額は1,000千円を上限とする。

(応募方法)

- 第7条 補助事業に応募する者は、補助事業応募書（様式第1号）を知事に提出するものとする。
- 2 前項の補助事業応募書には、補助事業の内容等を記載した次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 事業計画書（様式第2-1号又は様式第2-2号）
 - 二 収支予算書（様式第3号）
 - 三 誓約書（様式第4号）
 - 四 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 第1項における補助事業応募書の提出先は雇用労働政策課とする。

(応募書類の審査等)

- 第8条 前条により応募された補助事業の採択は、別に定める審査委員会により審査を行い、知事が決定する。
- 2 採択の決定に際し、知事は、計画の一部の修正を命じ、又は条件を付すことができる。
- 3 第1項による審査結果は、審査終了後、速やかに書面により通知する。

(採択の取消し)

- 第9条 知事は、前条第1項により採択を決定した者（以下「採択者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、採択を取り消すことができる。
- 一 第7条第2項第1号の事業計画書に基づく補助事業を確実に実施することができないと認められるとき。
 - 二 偽りその他不正な手段により採択されたとき。

(補助金の交付申請)

第10条 採択者は、第8条第3項の通知を受けた後、知事が定める日までに財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 事業実施計画書（様式第6号）
 - 二 収支予算書（様式第3号）
 - 三 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 3 第1項の申請をするに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金交付の条件等）

第11条 補助金の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- 一 補助金を目的以外に使用しないこと。
 - 二 次に掲げる場合は、予め知事の承認を受けること。
 - ア 補助対象経費の20%を超える増減がある場合。
 - イ 補助金所要額が交付決定額を超える場合。
 - ウ 補助金所要額が交付決定額の20%を超える減額となる場合。
 - エ 補助事業を中止し、又は廃止する場合。
 - 三 補助事業の内容の一部を変更する場合（前号及び軽微な変更に該当する場合を除く。）は、予め雇用労働政策課長の承認を受けること。
 - 四 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - 五 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- 2 前項第2号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
 - 一 交付条件等変更承認申請書（様式第7号）
 - 二 補助事業等中止（廃止）承認申請書（様式第8号）
 - 3 第1項第3号の規定による雇用労働政策課長の承認の申請は、補助事業等変更承認申請書（様式第9号）によるものとし、申請に対する補助事業等変更承認の通知は、補助事業等変更承認書（様式第10号）によるものとする。
 - 4 第1項に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項については、別に条件を付すものとする。

（交付決定通知等）

第12条 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定通知書（様式第11号）によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金等交付決定変更（取消）書（様式第12号）によるものとする。

（状況報告）

第13条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、財務規則第253条の規定による補助事業の遂行状況の報告について、知事から照会があった場合には、補助事業等遂行状況報告書（様式第13号）により、遅滞なく知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、知事から事業の進捗について説明等を求められた時は、資料を提供し、進捗について説明し、現地確認に応じなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条第2項の規定による補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日までに財務規則第255条に規定する補助事業等実績報告書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 事業実績書（様式第15-1号又は様式第15-2号）

二 収支精算書（様式第16号）

三 支出明細書（様式第17号）

四 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、第10条第3項ただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第15条 知事は、前条第1項に基づく実績報告書の提出があった場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定し、既に行った交付の決定の変更を要するときは、当該補助事業者に、補助金等交付決定変更（取消）書（様式第12号）により通知するものとする。

(補助金の支払等)

第16条 補助事業者は、補助金の支払を受けようとするときは、請求書（様式第18号）を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税等仕入控除税額報告書（様式第19号）により、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、補助事業者に対し、当該消費税等仕入控除税額について返還を命ずるものとする。

3 前項の消費税等仕入控除税額の返納期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて財務規則第260条第1項に定める率で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の経理等)

第18条 補助事業者は、補助事業に係る経理等について、常にその収支を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月28日から施行する。

別表（第6条関係）

区 分	経費の内容	
人 件 費	企業支援コーディネーター給与費等	<p>ただし、次に掲げる経費は対象外とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受入れする外国人材の人件費 2 家賃、水道・光熱費など日常的活動により定期に発生する経費 3 法令等に基づく講習・手続き等に係る経費 4 土地取得、建物整備・改修等のハード整備に係る経費 5 備品購入経費（購入単価3万円未満のものを除く。） 6 社会通念上公金で賄うことがふさわしくない経費
報 償 費	講師代、謝金等	
旅 費	交通費、宿泊費等	
需 用 費	消耗品費（購入単価3万円未満の備品を含む。）、資料印刷費、教材費、交流会の食材、茶菓代等	
役 務 費	通信費、運搬費等	
使用料等	会場使用料、入場料、バス借上料等	
研 修 費	受講料等	
委 託 費	母国語マニュアル作成、マッチングイベント開催、セミナー・研修開催、情報発信ツール制作等の委託費	
そ の 他	その他知事が必要かつ相当と認める経費	

補助事業応募書

年 月 日

秋田県知事 宛

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

次のとおり、補助事業の採択を受けたいので、応募します。

- 1 補助事業名 秋田県外国人材受入れ・定着支援事業
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 誓約書
 - (4) その他参考となる資料

様式第2-1号（中小企業者又はこれに準じる者が応募する場合）

事業計画書

1 申請者の概要

(1)申請者の名称						
(2)代表者 職 氏名						
(3)住所（所在地）						
(4)設立年月日	年 月 日					
沿革						
(5)資本金（出資金）	円					
主要株主	株主名	株主住所			持株率	
(6)従業員数	役員	従 業 員 (人)				左記の内 正社員数 (人)
		事務系	営業系	技術系	合計	
(7)外国人材受入れ数	特定技能 (人)	技能実習 (人)			特定活動 (人)	左記の外国人材の 国籍
		1号	2号	3号		
※ () には受入予定 数を内書きで記載	()	()	()	()	()	
(8)主たる業種						
(9)主な事業内容						
(10)売上高	千円 [年 月期 (直近)]					
(11)連絡先	担当者役職・氏名 担当者所属部署名 電話番号 F A X 番号 E-mail アドレス					

2 事業内容

(1)外国人材の職	名称	人 数	名称	人 数
種・作業、分	()		()	
野・業務区分別	()		()	
の受入れ数	※名称欄には、技能実習2号の移行対象職種の職種名(作業名)、特定技能の特定産業分野の分野名(業務名)を記載。人数欄には予定数を含む。			
(2)事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで			
(3)事業の目的				
(4)事業の取組内容 (実施する取組の項目毎の実施理由、時期、場所、規模、内容等)				
(5)事業での期待される効果 (自社、自己の企業活動等への発展性、地域への貢献等を含む。)				

事業計画書

1 申請者の概要

(1) 申請者の名称	
(2) 代表者 職 氏名	
(3) 住所 (所在地)	
(4) 設立年月日	年 月 日
沿革	
(5) 設立目的	
(6) 主な事業内容	
(7) 構成員数	
(8) 構成員の主な業種	
(9) 連絡先 担当者役職・氏名 担当者所属部署名 電話番号 F A X 番号 E-mail アドレス	

注 1 団体等の規約等を添付すること。

2 団体等の直近事業年度における事業報告書、収支報告書を添付すること。

2 事業内容

(1) 構成員の事業者が 受入可能な外国人 材の主な職種・作 業、分野・業務	()	()
	()	()
	()	()
外国人材の主な国籍	※技能実習2号の移行対象職種の職種名(作業名)、特定技能の特定産業分野の分野名(業務名)を記載。	
(2) 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	
(3) 事業の目的		
(4) 事業の取組内容 (実施する取組の項目毎の実施理由、時期、場所、規模、内容等)		
(5) 事業での期待される効果 (構成員の企業活動や業界の活動等への発展性、地域への貢献等を含む。)		

収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予算額	摘 要
自己資金		
県補助金		
事業収入		
その他 ()		
合 計		

2 支出の部

(単位：円)

区分	内 容	予算額		積 算 内 訳
		事業費	左のうち 補助対象経費	
	小 計			
	小 計			
	小 計			
	小 計			
	合 計			

注 1 区分欄には、交付要綱別表に定める経費の区分を記載すること。

2 事業費欄には、補助対象外の経費を含めて計上すること。

3 積算根拠となる参考見積書等を添付すること。

4 補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、その分を減額して記載すること。

様式第 4 号

誓 約 書

秋田県外国人材受入れ・定着支援事業の応募にあたり、次の事項について誓約いたします。

1 国税及び地方税について

応募日現在における国税及び地方税の滞納はありません。

2 反社会的勢力の排除について

自社（団体である場合は当団体をいう。以下同じ。）及び自社の役員は、次の各号のいずれかに該当する者ではありません。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）

四 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）

五 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

六 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

七 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

八 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること

ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること

ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること

ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

年 月 日

秋田県知事

宛

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

補助金等交付申請書

年 月 日

秋田県知事

宛

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年度において、次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。

1 補助金等の名称

秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金

2 補助金等申請額

円

3 補助事業等の実施期間

年 月 日～

年 月 日

事業実施計画書

1 事業内容

別紙のとおり

注 事業内容は、様式第 2-1 号又は様式第 2-2 号の「2 事業内容」部分を別紙として取り扱う。

2 補助金所要額

総事業費 (円)	補助対象 経費 (円)	事業収入 額 (円)	対象経費 の実支出 額 (円)	補助率	補助金 所要額 (千円)	摘要
A	B	C	D (B-C)	E	D×E	

注 1 総事業費 A には、様式第 3 号収支予算書の事業費の合計額を記載すること。

2 補助対象経費 B には、様式第 3 号収支予算書の補助対象経費の合計額を記載すること。

3 補助金所要額は、千円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、1,000 千円を上限とする。

交付条件等変更承認申請書

年 月 日

秋田県知事

宛

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日付け指令雇労一 で交付決定を受けた補助金等の
交付条件等について次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金

2 補助金等決定額 _____ 円

3 補助金等変更申請額 _____ 円

4 変更を受けたい理由

注 変更事業実施計画及び変更収支予算書を添付し、様式は補助金等交付申請書に添付した様式第6号、様式第3号を準用し、変更前と変更後の計画を明確に区分して記載すること。

補助事業等中止（廃止）承認申請書

年 月 日

秋田県知事 宛

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

年 月 日付け指令雇労一 で交付決定を受けた補助事業等
を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金
- 2 補助金等決定額 _____ 円
- 3 中止（廃止）する部分
- 4 中止（廃止）する理由

補助事業等変更承認申請書

年 月 日

秋田県産業労働部雇用労働政策課長 宛

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日付け指令雇労一 で交付決定を受けた補助事業等
について、次のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

1 補助金等の名称

秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金

2 変更の理由

3 変更の内容

注 変更事業実施計画及び変更収支予算書を添付し、様式は補助金等交付申請書に添付した様式第6号、様式第3号を準用し、変更前と変更後の計画を明確に区分して記載すること。

補助事業等変更承認書

雇 労 一
年 月 日

(補助事業者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 様

秋田県産業労働部雇用労働政策課長 印

年 月 日付け指令雇労一をもって通知した補助金について、次のとおり変更を承認したので通知します。

- 1 変更する補助金等の名称
秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金
- 2 変 更 の 理 由
- 3 変 更 の 内 容
- 4 変更による新たな条件

補助金等交付決定通知書

指令雇労一
年 月 日

(補助事業者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 様

秋田県知事

印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定しましたので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。

1 補助金等決定額 _____ 円

内 訳

(単位:円)

補助金等の名称	総事業費	補助金等 決定額	自己負担額	摘 要
秋田県外国人材 受入れ・定着支 援事業補助金				

2 補助事業の目的

3 交 付 条 件

補助金等交付決定変更（取消）書

指令雇労一
年 月 日

(補助事業者)

住 所

商号又は名称

代表者職氏名 様

秋田県知事 印

年 月 日指令雇労一 をもって通知した補助金の交付決定を次のとおり変更（取消し）することに決定しましたので、秋田県財務規則（第 2 5 2 条、第 2 5 6 条）の規定により通知します。

- 1 変更（取消し）する補助金等の名称
秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金
- 2 変 更（取消し）の 内 容
- 3 変 更（取消し）の 理 由
- 4 変更（取消し）による新たな条件
- 5 変更後の補助金等決定額

(単位:円)

	総事業費	補助金等決定額	自己負担額
変更前			
変更後			

- 注 1 不要部分は省略することができる。
2 額の確定による変更にあっては、根拠条項を第 2 5 6 条とする。

補助事業等遂行状況報告書

年 月 日

秋田県知事

宛

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

年 月 日付け指令雇労一 で補助金等交付決定通知のあった補助事業の実施状況を次のとおり報告します。

1 補助金等の名称
秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金

2 補助金等決定額 _____ 円

3 実 施 状 況

(単位:円)

事業量	事業費	補助金等 決定額	進捗率	事業年月日	摘要
【年間計画】			%	【着手】	
【 月 日現在実施状況】				【完了予定】	

補助事業等実績報告書

年 月 日

秋田県知事 宛

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

補助事業等が終了したので、その実績を次のとおり報告します。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 補助金等の名称 | 秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金 |
| 2 補助金等決定額 | _____円 |
| 3 補助金等実績額 | _____円 |
| 4 差引増減額 | _____円 |
| 5 交付決定年月日 | 年 月 日 |
| 6 交付決定通知書指令番号 | 指令雇労一 |
| 7 補助事業等終了年月日 | 年 月 日 |

様式第15-1号（中小企業者又はこれに準じる者が提出する場合）

事業実績書

1 事業実績

(1) 外国人材の職種・ 作業、分野・業務 区分別の受入れ数	名称	人数	名称	人数
	()		()	
	()		()	
※名称欄には、技能実習2号の移行対象職種の職種名(作業名)、特定技能の特定産業分野の分野名(業務名)を記載。				
(2) 外国人材の国籍				
(3) 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで			
(4) 事業の取組内容（実施した取組の項目毎の実施時期、場所、規模、内容等）				
(5) 事業の効果（自社、自己の企業活動等への発展性、地域への貢献等を含む。）				

注 事業実績は別紙での作成を可とするものであること。事業の取組状況がわかる写真、資料、製作物等を添付すること。

2 補助金等実績額

総事業費 (円)	補助対象 経費 (円)	事業収入額 (円)	対象経費の 実支出額 (円)	補助率	補助金等 実績額 (千円)	摘要
A	B	C	D (B-C)	E	D×E	

注 1 総事業費 A には、様式第17号支出明細書の事業費の合計額を記載すること。

2 補助対象経費 B には、様式第17号支出明細書の補助対象経費の合計額を記載すること。

3 補助金等実績額は、千円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、1,000千円を上限とする。

事業実績書

1 事業実績

(1) 構成員の事業者が	()	()
受入可能な外国人	()	()
材の主な職種・作業、分野・業務	※技能実習 2 号の移行対象職種の職種名(作業名)、特定技能の特定産業分野の分野名(業務名)を記載。	
(2) 外国人材の主な国籍		
(3) 事業実施期間	年 月 日から 年 月 日まで	
(4) 事業の取組内容 (実施した取組の項目毎の実施時期、場所、規模、内容等)		
(5) 事業の効果 (構成員の企業活動や業界の活動等への発展性、地域への貢献等を含む。)		

注 事業実績は別紙での作成を可とするものであること。事業の取組状況がわかる写真、資料、製作物等を添付すること。

2 補助金等実績額

総事業費 (円)	補助対象 経費 (円)	事業収入額 (円)	対象経費の 実支出額 (円)	補助率	補助金等 実績額 (千円)	摘要
A	B	C	D (B - C)	E	D × E	

- 注 1 総事業費 A には、様式第 17 号支出明細書の事業費の合計額を記載すること。
 2 補助対象経費 B には、様式第 17 号支出明細書の補助対象経費の合計額を記載すること。
 3 補助金等実績額は、千円未満の端数を切り捨てた額とする。ただし、1,000 千円を上限とする。

収 支 精 算 書

1 収入の部 (単位:円)

区 分	決算額	予算額	差引増減		摘 要
			増	減	
自己資金					
県補助金					
事業収入					
その他 ()					
合 計					

2 支出の部 (単位:円)

区 分	決算額	予算額	差引増減		摘 要
			増	減	
合 計					

- 注 1 区分欄には、交付要綱別表に定める経費の区分を記載すること。
 2 予算額欄には、様式第3号収支予算書の予算額の事業費欄に計上した額を記載すること。
 3 決算額欄には、様式第17号支出明細書の事業費欄に計上した額を記載すること。
 4 補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、その分を減額して記載すること。

支 出 明 細 書

(単位：円)

区分	内 容	決算額		積 算 内 訳
		事業費	左のうち 補助対象経費	
	小 計			
	小 計			
	小 計			
	小 計			
	合 計			

- 注 1 区分欄には、交付要綱別表に定める経費の区分を記載すること。
- 2 事業費欄には、補助対象外の経費を含めて計上すること。
- 3 支出額を証明する領収書、請求書の写し等を添付すること。
- 4 補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合は、その分を減額して記載すること。

請 求 書

年 月 日

秋田県知事 宛
(課名 雇用労働政策課)

債権者 住 所
(TEL)
商号又は名称
代表者職氏名 印

次のとおり請求します。

請求金額 ￥ _____ 円

内 訳	契約（指令）金額	¥ _____	—
	前回受領額	¥ _____	—
	今回請求額	¥ _____	—
	今後請求予定額	¥ _____	—
経費の内訳 秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金			
支払方法	口座振替払・隔地払・その他（ _____ ）		
口座振替払の 振込銀行及び 口座番号	銀行	支店	当 普 別
隔地払の支払場所	銀行		支店
摘 要			

消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日

秋田県知事 宛

住 所
商号又は名称
代表者職氏名 印

年 月 日付け指令雇労一 で補助金等交付決定通知のあった補助金に係る消費税等仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 補助金等の名称

秋田県外国人材受入れ・定着支援事業補助金

2 秋田県財務規則第 256 条に基づく額の確定額又は補助事業等実績報告書による精算額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金返還相当額）

金 円

4 添付書類

- ・ 3 の消費税等仕入控除税額（補助金返還相当額）の積算内訳
- ・ 消費税及び地方消費税の確定申告書及び付表 2 の写し等